

# 岐阜県自立・分散型エネルギーシステム構築に向けた 地域資源活用可能性調査等事業費補助金交付要綱

令和7年4月1日

## （総則）

第1条 県は、2050年「脱炭素社会ぎふ」の実現に向け、市町村が地域資源の活用の可能性を調査等するために要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー 非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用できると認められるものであって、太陽光、水力、地熱、風力、バイオマス等から得られるエネルギーをいう。
- (2) 自立・分散型エネルギーシステム 太陽光発電、小水力発電、小規模地熱発電等の地域資源を活用した比較的小規模な発電施設を地域に分散配置し、送電線と組み合わせることで電力の地域循環を生み出す仕組みをいう。

## （補助対象事業等）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、県内の市町村が行う地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入に向けた可能性の調査及びその再生可能エネルギーを最大限に活用する自立・分散型エネルギーシステムの構築による地域におけるエネルギーの安定供給の強化を図るマスタープランの策定その他知事が認める事業であって、別表1に掲げる補助事業の対象となるものとする。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表2のとおりとする。

## （補助金の交付申請）

第4条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

## （事業の着手時期）

第5条 補助対象事業の着手時期は、交付決定のあった日以後でなければならない。ただし、やむを得ない事由があると知事が認めた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定の適用を受けようとする者は、補助金交付申請書に事前着手届（別記第2号様式）を添付するものとする。

## （補助金の交付の条件）

第6条 この補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分の変更（補助対象経費の20%を超えない変更を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
  - (2) 補助対象事業の内容の変更（補助対象経費の20%を超えない減額並びに補助金の交付の目的及び補助対象事業の能率に影響を及ぼさない範囲の変更を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
  - (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
  - (4) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
  - (5) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
  - (6) この補助金の交付を受けた経費に対し、重複して他の都道府県並びに岐阜県及び岐阜県の外郭団体の補助金等の交付を受けないこと。
- 2 前項第1号から第3号までの規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 前項第1号の承認 事業経費配分変更承認申請書（別記第3号様式）
  - (2) 前項第2号の承認 事業内容変更承認申請書（別記第4号様式）
  - (3) 前項第3号の承認 事業中止（廃止）承認申請書（別記第5号様式）

（申請の取下げ）

- 第7条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、補助金の交付の決定の日から10日を経過する日とする。
- 2 規則第8条第1項の申請の取下げは、別記第6号様式により行うものとする。

（実績報告）

- 第8条 実績報告書の様式は、別記第7号様式のとおりとする。
- 2 実績報告書には、別記第7号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して30日を経過する日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の2月末日のいずれか早い日とする。

（履行確認）

- 第9条 知事は、実績報告書の提出を受けたときは、速やかに履行の確認を行う。
- 2 前項の場合において、実績報告書により履行の確認ができないときは、現地確認又は聴取により履行の確認を行うことができる。
- 3 現地確認を行うときは、あらかじめ補助事業者に対して確認の日時及び場所その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急に確認を行う必要があるときは、この限りでない。

（補助金の額の確定の通知）

- 第10条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、別記第8号様式により行うものとする。

（補助金の交付時期等）

第 11 条 この補助金は、規則第 14 条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

2 市町村は、別に知事が指定するところにより、別記第 9 号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

（書類、帳簿等の保存期間）

第 12 条 規則第 22 条の知事の定める期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後 5 年間とする。

（書類の提出部数）

第 13 条 この要綱により提出すべき書類の部数は 1 部とする。

（その他）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表1(第3条関係)

|                                   |          |
|-----------------------------------|----------|
| 補助事業                              | 補助主体(省庁) |
| 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業 | 環境省      |
| その他知事が認める事業                       | —        |

別表2(第3条関係)

| 補助対象経費                                                       | 補助金の額                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 報償費、旅費、消耗品費、使用料及び賃借料、通信運搬費、印刷製本費、委託費その他補助対象事業の実施に必要と知事が認める経費 | 補助対象経費から別表1に掲げる補助事業において交付を受けた補助金の額を控除した額に1／2以内の割合を乗じて得た額(4,000千円を上限とする。)。ただし、当該金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 |